

講座 I 組合運営の基本1

② チェック・オフ
(手引き第1章-Ⅱ)

1. チェック・オフの基本

チェック・オフとは・・・使用者が労働者に支払う賃金の一部を労働者本人への支払前に控除(天引き)すること
組合費の控除を指して使われることが多い



組合活動に対する経費援助ではない
(昭二四・八・八 労発第三一七号)
労働組合の運営に対する支配介入ではない
(昭二四・八・一 労働法規課長内翰)

菅野和夫「労働法」(第9版)
無給の在籍専従やチェック・オフは、
そもそも『経理上の援助』とは言えない

そもそも…

労基法(民間、地公現業・公企適用)、地公法(非現業適用)ともに、「賃金支払の三原則」が定められている

①通貨で、②直接、③全額を、その労働者に支払うこと

(労基法24条1項、地公法25条2項)

ただし…

民間、地公現業・公企の場合

【労基法】24条1項但書
法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

⇒上記の協定を一般的に「24協定」と呼び、この協定によりチェック・オフが可能

地公非現業の場合

【地公法】25条2項
職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。

⇒すなわち、
「法律」により、所得税、住民税、共済組合の掛け金等
「条例」により、組合費、自治労共済の掛け金等の天引き(チェック・オフ)が可能

2. 自治体のチェック・オフに対する追及と対応

2010年 自民党によるチェック・オフ追及問題

2010年3月23日 参議院総務委員会において、自民党議員が自治体における組合費チェック・オフを取り上げる

「多くの自治体で組合費のチェック・オフが行われているが、条例化がされていないところも散見されるのではないか」

総務省が「チェック・オフに関する緊急自己点検について」とする自治体調査を実施

- ①職員に支払っている給与からのチェック・オフ(法律に基づくもの以外)の実態の有無
- ②根拠規定の有無

2010年5月20日 総務省が上記調査結果「チェック・オフの適正化の状況について」を公表

条例の根拠のないチェック・オフ項目がある自治体数
.... 698団体

2012年1月時点では、8団体に減少

こうした攻撃もあるため、自治労としては各単組で根拠規定があいまいな場合は、適用法に沿った対策が必要と認識し、対応を行ってきた。(2000年4月第4回県本部代表者会議でも確認)

【給与条例・規則参考例】

第●条 地方公務員法第25条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げるものは給与から控除する。

- 一 互助会に関する条例による職員である会員の掛金その他の徴収金
- 二 職員が当該職員の加入する職員団体に対し納付する組合費その他の徴収金

【参考】条例化が難しい場合

・給与が直接、全額を職員(組合員)の銀行口座に振り込まれた後に、組合員・組合・銀行の間の取り決めにより組合費および自治労共済掛け金等を口座から引き落とすなどの工夫が必要

・ただし、当局および組合員個人に対する給与情報の開示の確認など、手間がかかることに留意

3. チェック・オフの正当性

⚠ 『逐条地方公務員法』(橋本勇)

- ・条例または24協定で特例を設ける例について、「運用上もっとも問題が多い」と指摘
- ・特例を認める場合には、「それぞれについての必要性、公の会計機関が事務上の援助をすることや、万一預り金を忘失したときに危険負担を負うことの是非などを検討して、慎重に決定すべき」
- ・チェック・オフについて、「労使の自主性を尊重する趣旨からすると、当局の組合に対する便宜供与の一つであり、不当な干渉のために利用されるおそれもあるので、とりわけ慎重に対処する必要があるように思われる」

⚠ 『地方公務員の勤務条件と労使関係質疑応答集』 (地方公務員人事労務研究会＝総務省)

- ・「組合費の徴収は組合活動そのものであり職員団体あるいは労働組合が、組合員から直接徴収すべきもの」

⚠ 当局が、これらを根拠として、チェック・オフ「廃止」の提案をするおそれもある

このような提案に対して・・・
チェック・オフは、
「条例があれば違法性はない」ことを留意させることが必要

【参考①】自治省と自治労の確認(1965.5.12)

確認事項

地方公務員法第25条の適用解釈について
チェック・オフについては条例によって定めることをさまたげるものではないことを確認し、適切な指導を行う。

昭和40年5月12日

自治大臣 吉武 恵市
自治労書記長 安養寺 俊親

【参考②】社会党ILO87号条約批准促進委員長・河野密代代議士からILO87号等特別委員会委員長の大橋武夫氏に手交された覚書(1965.4.22)

新地公法において給料からの天引きについては従来の如く労働基準法による協定天引きが削除され、条例にまかされたのであるが、条例制定に際し、例えば「貯蓄などについて労使間で天引き協定がなされたとき」天引きが認められる主旨の条文を挿入するよう行政指導し、労使協定の上、組合費が天引きされることを事実上阻害しないよう措置する。

【諒解事項】

第25条は職員の俸給保護の条文である。故に職員団体から組合員の意志を代表して俸給から組合費の天引きを求める要求があった場合、速やかにこれを条例で定めなければならない。

ILO結社の自由委員会での審議の経過があるにも拘らず、条例制定の可否について問合わせがあった場合、自治省は禁止条文として過去に指導していたので、これを修正する。